

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
(株)片平エンジニアリング	東京都	平成19年6月27日から平成19年10月26日(4ヶ月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第4号 (独占禁止法違反)	独立行政法人緑資源機構が発注する緑資源幹線林道事業に係る業務において独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会により刑事告発されたことによる。

(参考)

「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	刑事告発を知った日から2ヶ月以上9ヶ月以内